

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年11月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	プロセス計算機の主発電機発電電力の出力値(MW _e)が、発電電力量(MWH)の値に対して若干低めに指示されているため、当該データの計測回路を点検・調整	対象外	1月27日の再審議にてグレード変更 D → 対象外
2	4号機	制御棒駆動水圧制御ユニットの漏えい確認において、同アキュムレータの水側シリンダドレン弁(4台)にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	4号機	原子力安全基盤機構(JNES)による定期事業者検査(安全保護系設定値確認検査)の記録確認において、検査記録に記載されている検査担当者欄の日付に誤記が認められたため、誤記を訂正及び対応検討	C	
4	4号機	タービン建屋の2階床面開口部用安全ネットの閉鎖操作中に、当該ネット開閉用ワイヤロープが切断したため、当該ワイヤロープを交換	D	
5	4号機	原子炉冷却材浄化系ポンプのメカニカルシール水用フィルタ(A)の上蓋フランジ部に水のにじみ(汚染なし)が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	5号機	原子力安全基盤機構(JNES)による定期事業者検査(気体廃棄物処理系機能検査)の記録確認において、検査成績書に記載されている実施責任者欄に氏名の記入もれが認められたため、当該欄に氏名を記入及び対応検討	C	
7	5号機	消火系ディーゼルエンジン駆動消火ポンプの自動起動の際、「過速度トリップ」を示す警報が発生し、当該ポンプが自動停止したため、対応検討	C	
8	5号機	廃棄物処理系床ドレン脱塩器入口弁の空気駆動部にエアリーク(微少)が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	6号機	原子炉建屋ストームドレンサンプポンプ(B)の点検において、羽根車、軸スリーブ及び羽根車ナットの端面(計3箇所)に腐食が認められたため、当該部品を交換	D	
10	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却設備(A)の固着灰除去装置の点検において、当該装置走行用電動機の過負荷保護機器の連結キー及び軸受に破損が認められたため、当該部品を交換	D	
11	集中環境施設	廃液乾燥固化設備(B)のペレット運搬用ベルトコンベアの出口に詰りが認められたため、当該部を点検・清掃	D	
12	集中環境施設	高温焼却炉設備グラニュレータ用補給水弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで